平成２２年（フ）第１２８１号
大阪市生野区巽中２丁目４番８号
破産者　株式会社丸徳工作所
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９７号
大阪市旭区新森６丁目９番12号
破産者　有限会社タカノ企画
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３６号
大阪市中央区久太郎町３丁目５番17号
破産者　株式会社シー・エフ・シー
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３７１号
大阪市淀川区塚本２丁目14番17号
破産者　株式会社ヒューマンヘアジャパン
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３５１号
広島市中区河原町11番21号
破産者　日広建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５号
秋田県雄勝郡羽後町新町字鵜巣52番地
破産者　有限会社ウゴ・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１７２３５号
東京都港区麻布十番３丁目９番２号
破産者　株式会社柴田石材店
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３１号
東京都立川市錦町５丁目19番８号フキビレッジＣ棟102
破産者　有限会社Ｒ＆Ｒ
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５０号
東京都東大和市上北台２丁目371番地の３上北台住宅17―403号
破産者　三村　貴宏
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２４号
東京都清瀬市元町１丁目11番20号サンライズ元町302号
破産者　菅　　宏嗣
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９号
岐阜県可児市鳩吹台１丁目９番地の１
破産者　株式会社幸賀
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１２７２号
京都市上京区千本通丸太町下る東入主税町1129番地
破産者　株式会社若菜屋
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第１２５号
山口県美祢市大嶺町西分667番地
破産者　村田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４１４号
大分市大字畑中1166番地の１
破産者　有限会社アイアンドシーネットワーク
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第１９４号
茨城県行方市白浜187番地
破産者　邉田　正雄
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５９号
茨城県行方市捻木521番地
破産者　杉山　　務
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２２０号
群馬県高崎市高砂町262番地１　エクレール高崎407号
破産者　島崎　幸二
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
群馬県渋川市赤城町津久田2785番地
破産者　狩野　春江
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１９１号
愛知県春日井市稲口町２丁目３番地６
破産者　Ｓｈｏｔ　Ｂａｒ　Ｔｉｐ，ｄｒｉｐ！ａｔ　ｂ．ｒｕｎｃｈこと　増田　拓也
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０４号
埼玉県越谷市相模町６丁目487番地３
破産者　秋谷　和利
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬6259番地　養護老人ホームきりん荘
破産者　遠藤喜美子
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部